

# 野洲クリーンセンター第二期長期包括運営事業

## 入札説明書

平成31年4月1日

野洲市



## 目 次

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 1 公告日                 | 1  |
| 2 発注者                 | 1  |
| 3 担当部局                | 1  |
| 4 事業概要                | 1  |
| 5 事業者選定の手続き           | 2  |
| 6 入札説明書等              | 4  |
| 7 技術審査委員会の設置          | 5  |
| 8 本事業への参加資格           | 5  |
| 9 応募者を構成する民間企業等の変更の禁止 | 7  |
| 10 参加資格確認             | 8  |
| 11 入札書類の提出            | 9  |
| 12 落札者の決定等            | 11 |
| 13 入札保証金、契約保証金        | 13 |
| 14 その他                | 14 |



本入札説明書は、「野洲クリーンセンター第二期長期包括運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を総合評価一般競争入札により選定するにあたり適用されるものであり、本事業に係る入札の公告に基づく民間事業者の選定等については、関係法令に定めるもののほか、募集要項（入札説明書、要求水準書、業務委託契約書案、様式集）によるものとする。

本事業に係る入札に参加することを希望する者は、募集要項に記載された民間事業者の役割を十分理解した上で、募集要項に沿って、本事業の目的に合った条件で、応募書類等の作成を行うものとする。

## 1 公告日

平成 31 年 4 月 1 日

## 2 発注者

野洲市長 山仲 善彰

## 3 担当部局

### 1) 担当部局

担当部局及びその連絡先は、以下のとおりとする。

住所 〒520-2313 滋賀県野洲市大篠原 3335 番地

担当部局 野洲クリーンセンター

電話 077-588-0568

F A X 077-586-2150

E-mail clean@city.yasu.lg.jp

ホームページ URL <http://www.yasu-clean.jp>（野洲クリーンセンターホームページ）  
<http://www.city.yasu.lg.jp/>（野洲市ホームページ）

### 2) アドバイザー

担当部局の行う事務に対する助言を行うものとして、以下のアドバイザーを置く。

①株式会社建設技術研究所

②シリウス総合法律事務所

## 4 事業概要

本事業は、本施設の基本性能を発揮させ、安定性、安全性を確保しつつ、関係法令遵守の上、本施設へ搬入される一般廃棄物の処理を適正に行い、公害防止基準に掲げる各基準値を満足するとともに、民間の創意工夫による提案を取り入れ、経費の効率化及び適正化を図るため、本施設の運転維持管理、物品・用役調達等の業務を包括的に委託するものである。

### 1) 業務名

野洲クリーンセンター第二期長期包括運営事業

2) 業務場所

滋賀県野洲市大篠原 3335 番地

3) 事業期間等

運営準備期間：契約締結日 ～ 平成 31 (2019) 年 10 月 31 日

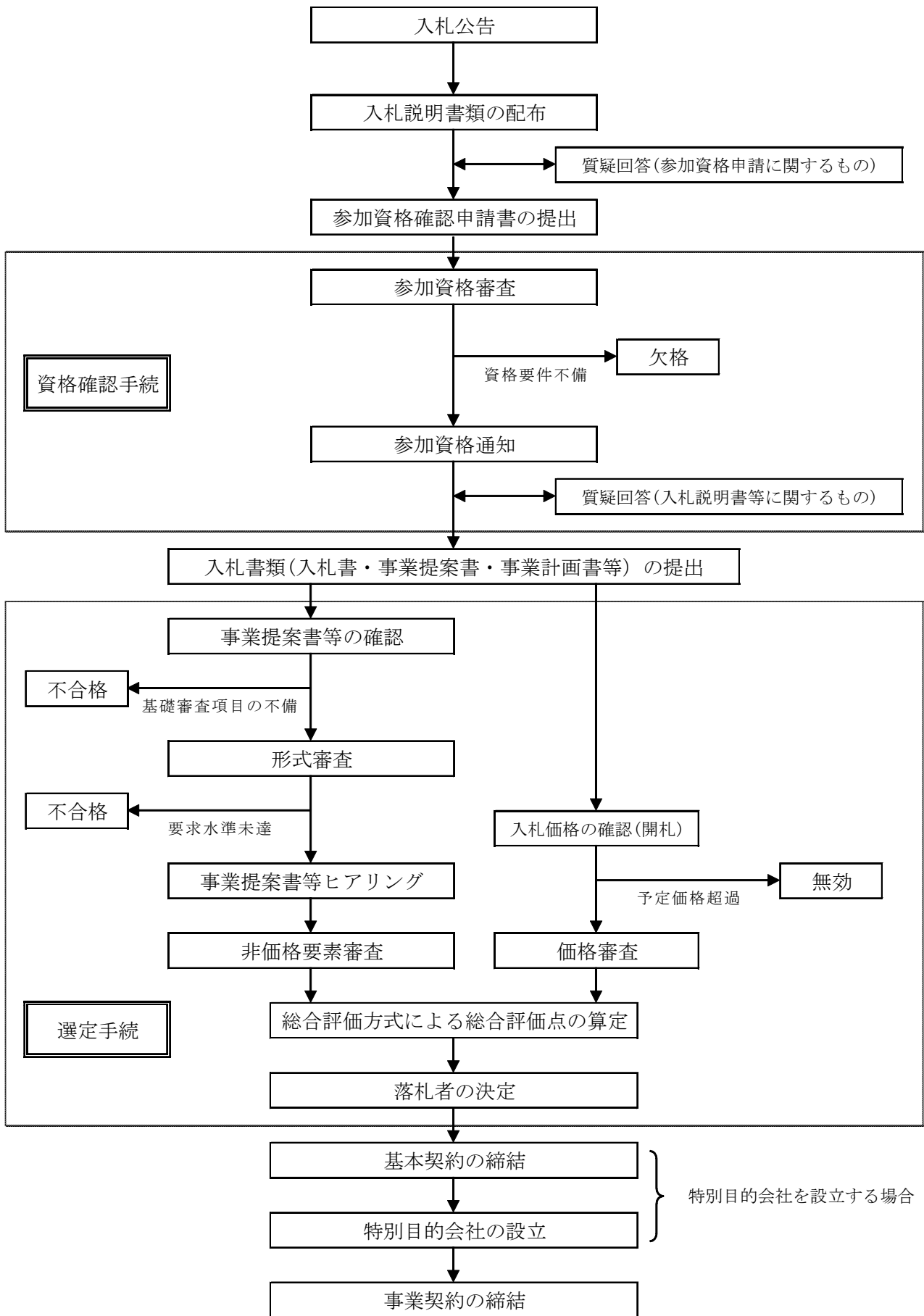
運営期間：平成 31 (2019) 年 11 月 1 日 ～ 平成 43 (2031) 年 10 月 31 日 12 年間

事業期間：契約締結日 ～ 平成 43 (2031) 年 10 月 31 日

5 事業者選定の手続き

1) 契約締結までの流れ

入札公告から契約締結に至るまでの流れは、次に示すとおりである。



## 2) 契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでのスケジュールは、下記のとおり予定している。

|                                  |                                      |
|----------------------------------|--------------------------------------|
| ① 入札の公告                          | 平成 31 年 4 月 1 日 (月)                  |
| ② 入札説明書等の公表                      | 平成 31 年 4 月 1 日 (月)                  |
| ③ 資格審査に関する質問の受付締切                | 平成 31 年 4 月 8 日 (月)                  |
| ④ 資格審査に関する質問の回答                  | 平成 31 年 4 月 18 日 (木)                 |
| ⑤ 参加資格確認申請書の受付締切                 | 平成 31 年 4 月 26 日 (金)                 |
| ⑥ 入札参加資格審査結果の通知                  | 平成 31 (2019) 年 5 月 8 日 (水)           |
| ⑦ 参考資料の配布・閲覧                     | 平成 31 (2019) 年 5 月 9 日 (木) ～13 日 (月) |
| ⑧ 資格審査以外に関する質問の受付締切              | 平成 31 (2019) 年 5 月 16 日 (木)          |
| ⑨ 資格審査以外に関する質問の回答                | 平成 31 (2019) 年 5 月 24 日 (金)          |
| ⑩ 事業提案書・事業計画書等の提出                | 平成 31 (2019) 年 6 月 25 日 (火)          |
| ⑪ 形式審査、非価格要素審査及び価格審査、<br>総合評価の実施 | 平成 31 年 7 月～8 月                      |
| ⑫ 落札者の決定                         | 平成 31 年 8 月                          |
| ⑬ 契約詳細の詰め協議                      | 平成 31 年 8 月～9 月                      |
| ⑭ 契約の締結                          | 平成 31 年 9 月                          |

なお、上記スケジュール（予定）は応募者の応募資料提出の状況、技術審査委員会の審査の進捗状況等により変更する可能性がある。

## 6 入札説明書等

### 1) 入札説明書等の構成

入札説明書等は以下の①～④の書類により構成される。これらの書類は応募資料を作成するにあたっての条件であり、契約締結時に契約関係当事者を拘束する条件となるものである。

- ① 入札説明書
- ② 要求水準書
- ③ 様式集（事業提案書、事業計画書を含む）
- ④ 業務委託契約書案（なお、本業務において特別目的会社（以下「S P C」という。）を設立するか否かは、任意としており、業務委託契約書案はS P Cを設立しない場合のものである。）

### 2) 入札説明書等の配布

入札説明書等は以下のとおり配布する。平成 31 年 4 月 1 日（月）から市ホームページでも公表する。

- ① 配布期間：平成 31 年 4 月 1 日（月）から 4 月 5 日（金）まで
- ② 配布時間：9 時から 17 時まで
- ③ 配布場所：野洲クリーンセンター



### 3) 入札説明書等に関する質疑応答

#### ① 質疑の受付

##### (1) 受付期間

資格審査に関する質疑：平成31年4月1日（月）から4月8日（月）17時まで

資格審査以外に関する質疑：平成31（2019）年5月9日（木）から5月16日（木）17時まで

##### (2) 質疑の方法

入札説明書等について質疑のある者は、「入札説明書等に関する質疑書」（様式第一号①～④）に、その内容を簡潔に記載し、野洲クリーンセンターの電子メールアドレス宛に送信すること。企業グループでの参加を予定しているものは、グループを代表する企業が取りまとめるものとする。電子メール送信にあたっては、表題は「入札説明書等に関する質疑」とすること。原則として、持込み、郵送、FAX、電話等による質疑は受け付けない。

受理しているかどうかの確認は担当部局が行い、受信確認後、担当部局から受信確認の電子メールを返信する。

#### ② 質疑に対する回答

##### (1) 回答日

資格審査質疑に対する回答日：平成31年4月18日（木）

資格審査以外の質疑に対する回答日：平成31（2019）年5月24日（金）

##### (2) 回答方法

市のホームページにて公表する。なお、本事業に直接関係するもののみ回答を行うものとし、すべての質疑に回答するとは限らない。

### 7 技術審査委員会の設置

市は、事業者の審査を専門的知見に基づいて実施し事業者を選定するため技術審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

委員会の委員は、以下のメンバーとする。

吉原 福全 立命館大学工学部教授

市川 陽一 龍谷大学工学部教授

山本 久子 草津法律事務所弁護士

野洲市総務部長

野洲市環境経済部長

### 8 本事業への参加資格

#### 1) 応募者の備えるべき参加資格要件

応募者は、以下の参加資格要件を全て満たすものとする。

また、市は、参加表明書と同時に提出される参加資格確認申請書類等から、応募者の資格の確認を行うために以下の事項を確認する。参加資格要件の確認基準日は、入札公告日とする。

##### ① 応募者の構成等

応募者は、本業務を実施する予定の単体企業、または複数の企業によって構成されるグル

ープ（以下「企業グループ」という。）とする。

本業務においてSPCを設立するか否かは、任意とする。SPCを設立する場合、SPCに出資する企業（以下「構成員」という。）とSPCに出資しない企業（以下「協力企業」という。構成員と協力企業を総称して、以下「構成企業」という。）で構成されるものとする。なお、構成企業は、構成員のみとする 것도可能とする。

また、SPCを設立する場合は、構成員は、事業契約が終了するまでの間、SPCの株式を各保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、SPCの株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないものとする。

企業グループを構成する企業の企業数の上限は任意とするが、各企業は本業務の実施に関して、それぞれ適切な役割を担う必要がある。そのため、参加表明書及び参加資格確認申請書類の提出時に、企業グループを構成する企業が本業務の遂行上果たす役割とともに明らかにするものとする。

企業グループは、グループを構成する企業の中から代表企業を定めるとともに、当該代表企業が入札参加手続きを行うものとする。

参加表明書提出以降、応募者のグループを構成する企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると市が認めた場合には、この限りではない。

応募者のグループを構成する企業は、他の応募者のグループを構成する企業になることはできない。

応募者と関連会社の関係にある企業が、他の応募者、応募者のグループを構成する企業となることはできない。

同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

## ② 本業務を行う者の参加資格要件

本業務を行う者は、以下の要件を全て満たすものとする。

なお、企業グループで参加する場合は、全ての企業が満たす必要はなく、本要件を満たす企業が企業グループに含まれており、かつ企業グループとして全ての実績を有すること。

- ・本市の建設工事、物品供給及び役務提供、測量及びコンサルタント等の登録があるものであること。（入札の公告後に登録されたものを含む）
- ・地方公共団体発注の一般廃棄物処理施設（熱回収施設及びリサイクルセンター）の長期包括運営事業を元請として受注し、1年以上の運転維持管理業務の実施実績を有するものであること。

## 2) 応募者の制限

次に該当する者は、入札参加者となることはできない。

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- ・手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。

- ・民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。
- ・破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者。
- ・清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- ・国税、または地方税を滞納している者。
- ・暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものが、その事業活動を支配する法人である者。
- ・暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成する者（暴力団の構成団体を構成する者を含む。）の統制の下にある者。
- ・委員会の委員が所属する企業。
- ・落札者の決定に関する公表までの期間に、委員会の委員と接触を試みた者。
- ・市が本業務に係るアドバイザリー業務を委託している者及びかかる者と当該アドバイザリー業務において提携関係にある者、またはこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、実施方針において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

本業務に関し、市のアドバイザリー業務を行う者及び提携関係にある者は、以下のとおりである。

- ・株式会社建設技術研究所
- ・シリウス総合法律事務所

### 3) 参加資格の喪失等

- ① 本参加資格確認基準日は資格確認申請書類受付期間の最終日とする。
- ② 応募者を構成する企業が、応募書類の提出までの間に、2)に該当することとなった場合は、当該応募者の参加資格を取り消すことができる。ただし、「2)に該当することとなった企業以外の当該応募者の残存企業（以下「残存企業」という。）が、2)に該当することとなった企業に代わる新たな企業を補充した上で新たに応募者を構成し、かつ、応募書類の提出日までに参加資格の確認申請手続を完了し、参加資格を得られた場合」、及び「新たな企業を補充しなくても参加資格を満たしていることを市が確認できた場合」に限り、選定手続を継続することができる。
- ③ 応募者を構成する企業が、応募書類の提出から事業契約締結までの間に2)に該当することとなった場合は、当該応募者の参加資格を取り消すことができる。ただし、残存企業が特別目的会社を設立予定の場合、特別目的会社の事業能力を勘案し、新たな企業を補充しなくても契約締結後の事業運営に支障をきたさないと市が認めた場合に限り、当該応募者との契約手続を続行することができるものとする。

## 9 応募者を構成する民間企業等の変更の禁止

正当な理由をもって市の了解を得た場合を除き、資格審査の申請から契約の締結に至るまで、応募者を構成する民間企業等の変更は認めない。市の了解を得ずに、落札者の決定までに応募者を構成する企業が変更されるような事態が生じた際には、その応募者は入札参加資格を失うこととする。

また、正当な理由なく落札者の決定以降に応募者を構成する企業が変更されるような事態が生じた場合、落札者として選定された応募者はその権利を失うものとする。

## 10 参加資格確認

市は、応募者の参加資格の確認を行うために資格審査を実施する。応募者は次に従って参加資格確認の申請を行い、審査を受けるものとする。

### 1) 資格確認申請時の提出書類

資格確認申請書類は以下のとおりとする。なお、⑩～⑫については、資格審査後に行われる参考資料の配布・閲覧〔10 4) に規定するもの〕を希望する場合に提出すること。

- ① 参加資格確認申請書（様式第二号）
- ② 応募者の構成（様式第三号①、②-1、②-2）
- ③ 委任状（代表企業に入札手続等を委任するもの）（様式第四号）
- ④ 過去10年間の運転・維持管理業務等の実績（様式第五号）
- ⑤ ④を証明する書類
- ⑥ 会社概要
- ⑦ 過去3年間の財務諸表（応募者を構成する企業すべてについて必要）
- ⑧ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（公告日現在最新のもの）
- ⑨ 誓約書（様式第六号）
- ⑩ 参考資料の配布申込書（様式第七号）
- ⑪ 参考資料の閲覧申込書（様式第八号）
- ⑫ 誓約書（野洲市暴力団排除条例関連、代表者印[実印]を押印、応募者を構成する企業すべてについて必要）（様式第十一号）
- ⑬ 会社役員名簿（野洲市暴力団排除条例関連、応募者を構成する企業すべてについて必要）
- ⑭ 野洲市入札参加資格審査申請書類（構成企業のうち平成31年度野洲市建設業者一覧、測量・建設コンサル業者一覧及び物品・役務提供業者一覧に登載されていないものに限る。）

### 2) 資格確認申請書類の提出

資格確認申請書類は、正本1部を以下のとおり持参すること。

- ① 受付期間：平成31年4月19日（金）から平成31年4月26日（金）まで  
（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）
- ② 受付時間：9時から17時まで
- ③ 受付場所：野洲クリーンセンター

### 3) 資格審査結果

資格審査結果は、平成 31 (2019) 年 5 月 8 日 (水) に書面 (「参加資格審査結果通知書」) により代表企業に通知する。(参加資格要件を満たす応募者を「参加資格者」という。)

#### 4) 参考資料の配布・閲覧

参加資格者に対して、別紙 1 に示す参考資料を以下のとおり配布するとともに、閲覧を認めるものとする。なお、申込みについては、資格確認申請書類提出時に様式第六号～八号を提出すること。

##### ① 配布・閲覧期間

平成 31 (2019) 年 5 月 9 日 (木) から平成 31 (2019) 年 5 月 13 日 (月) までの期間とする。

##### ② 配布・閲覧時間：9 時から 17 時まで

##### ③ 配布・閲覧場所：野洲クリーンセンター

##### ④ 閲覧にあたっての注意事項

(1) 閲覧は、午前又は午後の3時間を1単位とし、2単位までとする。閲覧日については、閲覧希望日を参考として市で入札参加者間の日程を調整の上、資格審査結果の通知とともに各参加資格者の代表企業に通知する。

(2) 閲覧に供する参考資料の貸出は行わない。

(3) 閲覧にあたっては、別紙 1 「2. 閲覧資料」の①～⑪については、資料のコピー及びカメラ・ビデオなどの記録媒体の使用は行ってはならないが、⑫～⑰については可とする。

(4) 複数の企業による資料閲覧を希望する場合は、その内の1者が代表として、様式第八号により申し込むこと。ただし、その場合でも、様式第六号は、閲覧に参加する各社分提出すること。

(5) 参考資料閲覧への参加者は10名以内とする。閲覧にあたっては、参加者の所属企業が確認できる身分証明書等を、参加者各自が持参すること。

## 11 入札書類の提出

### 1) 入札書類の構成

参加資格者は入札書及び本事業に対する提案内容を記載した提案書類 (以下総称して「入札書類」という。) を提出する。(入札書類を提出した参加資格者を「入札参加者」という。) 入札書類の構成は以下のとおりとする。

① 入札書 (様式第九号)

② 委任状 (代理人が入札する場合) (様式第十号)

③ 誓約書 (様式第十一号)

④ 事業提案書 (様式第十二号①～⑫)

⑤ 事業計画書 (様式第十三号①～⑤)

### 2) 入札書類の提出

1) に示す入札書類のうち、①②③については1部を、④⑤については、各々正本1部、副本10部、CD-R2部を、以下のとおり持参すること。なお、①は封筒に入れ封緘し、封筒に代表企業名を記

載すること。④⑤はそれぞれ綴じること。なお、副本については、会社名やロゴマークは一切使用しないこととし、参加資格審査結果の通知に記載されている入札参加番号を記入すること。

① 受付日：平成 31（2019）年 6 月 25 日（火）

② 受付時間：9 時から 17 時まで

③ 受付場所：野洲クリーンセンター

④ 注意事項

CD-R には、1)の④⑤のうち、電子データで提出が可能なものを格納すること。

CD-R への格納の条件は次のとおりとする。

・CD-R：Windows フォーマット

・使用アプリケーション：Microsoft Word・Excel

### 3) 入札の辞退

参加資格者は、いつでも入札を辞退することができる。辞退する場合は、できるだけ早い段階で「入札辞退届」（様式第十四号）を野洲クリーンセンターに持参すること。

### 4) 入札の無効

以下のいずれかに該当する場合は無効とする。

① 入札に参加する資格がない者がした入札

② 委任状を持参しない代理人のした入札

③ 資格確認申請書類その他の一切の書類に虚偽の記載をした者の入札

④ 入札書類の記載事項が不明なもの又は入札書類に記名押印のないもの

⑤ 入札書類が不足しているもの

⑥ 他人の代理を兼ね、2 通以上の入札をした入札

⑦ 入札書の金額を改ざんし、又は訂正したもの

⑧ 一定の金額で価格を表示していないもの

⑨ 入札について不正な行為があったとき

⑩ 予定価格を超える金額で入札したもの

⑪ その他入札に関する条件に違反したとき

### 5) 入札にあたっての留意事項

入札にあたっては、入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、市は、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期又は取りやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることもある。

また、その他、市が必要と認めたときは、入札手続きを延期、中止、又は取消すことがある。

### 6) 入札書類の修正等の禁止

入札書類の提出後の修正、差替え、再提出又は撤回をすることは認めない。ただし、この規定

は審査の過程において、市がこれらの書類の明瞭化作業を行うことを妨げない。

## 7) その他

市は、入札書類の提出があった時点で、入札参加者の名称等を公表することができるものとする。

## 12 落札者の決定等

### 1) 審査及び落札者決定方法

別紙2に示す「落札者決定基準」に基づき、以下により審査を行い落札者が決定される。

#### ① 形式審査

提出された入札書類について、委員会において以下のとおり形式審査を行う。

- ・必要な書類がそろっているか
- ・書類間で整合しているか
- ・要求水準を満たした事業提案がなされているか
- ・事業提案と入札価格内訳が整合しているか
- ・業務委託契約書案を遵守しているか
- ・事業計画書がコストや収益等の点において妥当か

#### ② 非価格要素審査

①の形式審査を通過した入札参加者（以下「最終審査対象者」という。）を対象に、非価格要素について委員会において審査を行い、非価格要素点を決定する。

#### ③ 開札

##### (1) 開札日時

開札は平成31（2019）年7月を予定しており、詳細の日時及び場所については追って通知する。

##### (2) その他

ア 最終審査対象者のすべてが予定価格を超える金額で入札した場合は、直ちに再度の入札を執行することがあるので、使用印鑑届出印を持参の上、(1)で通知する日時に開札場所へ来場すること。

イ 原則として、再度の入札は、2回を限度とする。

ウ 開札結果は入札の有効・無効のみを発表する。

#### ④ 価格審査

予定価格を超過していない最終審査対象者の入札価格について、落札者決定基準により価格点を算出する。

#### ⑤ 総合評価

④で算出した価格点と②で決定した非価格要素点から落札者決定基準により委員会において総合評価点を算定し、総合評価点の最も高い者を選定する。

なお、総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて順位を決定する。当該者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係ない市職員が代

わりにくじを引き、順位を決定する。

⑥ 落札者の決定

市は委員会の審査をもとに「落札者」を決定する。

2) 審査結果の通知

審査結果は、最終審査対象者に対して文書で通知する。

3) 審査結果の公表

審査結果については、審査結果通知後すみやかに、市ホームページにて公表する。

4) 落札者決定後の手続

① 特別目的会社の設立（設立する場合）

落札者は、本施設の運営維持管理業務を担当させるために、事業会社たる特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立する場合、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として適法に設立すること。

SPCの設立及び運営に関し、次の各号に定める事項を満たすこと。

- (1) SPCの本店住所地を本市とすること。
- (2) SPCの担当する業務は、本施設の運営維持管理業務とすること。
- (3) 落札者が応募企業の場合は、株式保有割合が、設立時から事業期間を通じて100分の100とすること、又は落札者が応募グループの場合は、代表企業の株式保有割合が、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとすること。かつ、代表企業がSPCの株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有すること。
- (4) SPCの資本金額は金1,000万円以上とし、事業期間を通じてこれを維持すること。
- (5) SPCは、会社法（平成17年法律第86号）の定めに従い、会計監査人を置く株式会社として設立しかつ存続すること。
- (6) SPCの株主は、原則として事業契約が終了するまでSPCの株式を保有することとし、市の事前の書面による承諾なくしてSPCの株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。
- (7) 株主は、SPCが債務超過に陥った場合、又は資金繰りの困難に直面した場合には、連帯してSPCへの追加出資又は劣後融資その他のSPCに対する財政的支援措置を講じること。その他適切な支援措置を講ずることにより、SPCが本事業における果たすべき債務を履行できるように努力をすること。
- (8) SPCについて、運営維持管理業務を実施するための人員を確保すること。



## ② 契約詳細の協議

市と落札者は事業契約の締結のために契約詳細の詰めを実施するものとする。なお、契約詳細の詰めは、業務委託契約書案の詳細の詰めを行うものであり、募集要項に規定された内容及び条件の変更は行わない。

## ③ 契約の締結

市は、落札者と長期包括運営事業にかかる事業契約を締結する。（S P Cを設立する場合にあっては、速やかに事業契約を締結することに向けた市及び落札者の義務を定めることを目的とした協定を締結し、協定の締結後に市とS P Cとの間で事業契約を締結する。）事業契約の締結をもって、落札者を受託者とする。

## ④ その他

落札者が事業契約を締結しない場合は、最終審査対象者の中から12 1)⑥の総合評価における順位付けの高い者から順に契約協議を行い、予定価格の範囲内で随意契約を行うことができる。

## 13 入札保証金、契約保証金

### 1) 入札保証金

免除とする。

### 2) 契約保証金

契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、落札者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合については、契約保証金の全部又は一部を免除する。

また、契約保証金に代わる担保として、政府の保証債権等の提供、あるいは市が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4号に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもってかえることができるものとする。

## 14 その他

### 1) 審査結果についての説明請求

参加資格が認められなかったもの及び落札者とならなかったものは、その理由について市に対して説明を求めることができる。

#### ① 説明請求の期日等

審査結果についての説明を求める場合には、市が審査結果を通知した日の翌日から起算して10日以内（期間中の市の休日を除く。）に野洲市へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。郵送（書留郵便又は配達記録郵便に限る。）又は持参によるものとし、持参の場合は9時から17時までとする。

#### ② 説明請求に対する回答

説明を求めたものに対する回答は、説明請求を受けた日の翌日から起算して7日以内（期間中の市の休日を除く。）に書面により行う。

### 2) 費用負担

本件入札説明書による上記すべての手続に関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

### 3) 使用言語等

本件入札説明書に関するすべての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。また入札書類、質疑、審査等における通貨は円、単位はメートル法とする。本入札説明書に関して用いる日時は、日本標準時とする。

## 【別紙1】 参考資料

### 1. 配布資料

以下の資料については、参加資格者に対して配布する。

- ① 建設工事発注仕様書
- ② 施設パンフレット
- ③ 野洲市ごみ分別名人

### 2. 閲覧資料

以下の資料については、参加資格者に対して閲覧を認める。

- ① 各階配置平面図
- ② 各フローシート
- ③ 主要設備概要書
- ④ 取扱説明書一式（平成31年4月時点）
- ⑤ 運転管理マニュアル（熱回収施設、リサイクルセンター）
- ⑥ 用役関係使用量
- ⑦ 動力リスト
- ⑧ 予備品・消耗品リスト
- ⑨ 工具・工作機器・測定器・電気工具・分析器具・保安保護具類リスト
- ⑩ 新野洲クリーンセンター 建設工事 かし担保確認報告書（1,2年目点検）
- ⑪ 野洲クリーンセンター精密機能検査報告書
- ⑫ 特定部品の供給等に関する確認書
- ⑬ 特定部品リスト
- ⑭ ごみ質分析結果
- ⑮ 生活環境影響調査書
- ⑯ 新野洲クリーンセンター建設工事請負契約書
- ⑰ 新野洲クリーンセンターに関する環境保全協定書

## 【別紙2】 落札者決定基準

### 1. 総合評価の方法

予定価格を超過していない最終審査対象者について、「非価格要素点」と「価格点」の合計によって「総合評価点」を算出し、総合評価点が最も高い者を、落札者とする。

$$\text{総合評価点} = \text{非価格要素点} + \text{価格点}$$

総合評価点は100点を満点とする。

非価格要素点と価格点の比率は、60：40とする。

非価格要素点は下記「3. 非価格要素点の算出方法」に示す合計点に0.6を乗じた点数とする。

### 2. 価格点の算出方法

各最終審査対象者の入札価格について、以下の算式に基づいて価格点を算出する。

点数は、少数点以下第3位を四捨五入した値とする。

$$\text{価格点} = \text{配点} \times (\text{最低価格} / \text{入札価格})$$

最低価格＝最も低い価格で応札した業者の提案した価格

※価格点算出のための入札価格及び最低価格は、消費税及び地方消費税の額を除く価格とする。

### 3. 非価格要素点の算出方法

#### (1) 評価項目と配点

非価格要素の評価項目及び配点は以下に示すとおりである。

| 項目                                  |                         | 配点  | 審査する点   | 様式番号        |
|-------------------------------------|-------------------------|-----|---|-------------|
| 長期包括<br>運営事業<br>の受注実<br>績※ (9<br>点) | 熱回収施設                   | 6   | 熱回収施設の長期包括運営事業の受注実績評価   | 様式第五号       |
|                                     | リサイクルセンター               | 3   | リサイクルセンターの長期包括運営事業の受注実績評価   | 様式第五号       |
| 運営・維持<br>管理体制<br>(9点)               | 全体及び施設別組織構成と有資格者の確保及び配置 | 9   | 全体及び施設別の組織体制として必要かつ十分な人員が配置され、かつ、適正な有資格者が確保され、配置されていること。  | 様式第十二号①、②   |
| 運転管理<br>業務<br>(17点)                 | 搬入管理                    | 7   | 実施方針、実施方法が適切であり、処理対象ごみ以外のものや危険物等の除去及び分別管理等が徹底して行えるものとなっていること。                                     | 様式第十二号③     |
|                                     | 運転計画・管理                 | 10  | 適正な運転計画のもとに運転管理が実施されていること。また、搬入・搬出物、排ガス等の性状分析の方法・頻度が必要かつ十分なものとなっていること。                            | 様式第十二号③     |
| 維持管理<br>業務<br>(17点)                 | 調達計画                    | 6   | 調達方針及び調達計画について、不測の事態が発生した際にも適正に施設が稼働できるよう適切なものとなっていること。   | 様式第十二号④     |
|                                     | 点検・検査計画                 | 7   | 本施設の点検・検査計画の内容が必要かつ十分なものとなっており、かつ効率的な計画となっていること。  | 様式第十二号④、⑤、⑦ |
|                                     | 補修計画                    | 4   | 本施設の補修計画の内容が必要かつ十分なものとなっており、かつ効率的な計画となっていること。   | 様式第十二号④、⑥、⑦ |
| 環境管理<br>業務<br>(22点)                 | 環境保全基準・計画               | 15  | 運転維持管理の効率性を確保しつつ、周辺環境への影響を最小限におさえる環境保全基準及び設定方針となっていること。また、それらを実現するための計画となっていること。                  | 様式第十二号⑧     |
|                                     | 作業環境管理基準・計画             | 7   | 作業員の安全確保に十分配慮した作業環境管理基準及び設定方針となっているか。また、それらを実現するための計画となっているか。                                     | 様式第十二号⑧     |
| その他管<br>理業務<br>(8点)                 | 資源化促進業務<br>(リサイクルセンター)  | 4   | 適切に資源物の管理が行えるものとなっていること。  | 様式第十二号⑨     |
|                                     | 情報管理業務                  | 4   | 各報告書の作成の考え方(項目、頻度、保管期間)、データ等の管理が適切なものとなっていること。  | 様式第十二号⑨     |
| リスク管理計画<br>(7点)                     |                         | 7   | ごみ量・ごみ質の変動や火災、地震、重故障等の将来発生することが想定されるリスクへの対応が適切に実施できるようなリスク管理方針及び管理体制となっていること。緊急対応マニュアルが整理されていること。 | 様式第十二号⑩     |
| 地域振興<br>(11点)                       |                         | 11  | 地元雇用、地元企業への貢献など地域経済への配慮及び環境学習、環境保全に関する情報提供、緑地帯の活用など周辺住民への配慮がなされていること。                             | 様式第十二号⑪     |
| 合計 (A)                              |                         | 100 |   |             |
| 非価格要素点                              |                         | 60  | A×0.6   |             |

※ 施設の維持管理にかかる業務委託の範囲を、運転管理からユーティリティ管理(備品、物品、用役等の調達)や点検・補修等まで拡大した性能発注に基づく複数年にわたる施設管理運営委託。

## (2) 点数化方法

各最終審査対象者の提案内容について、(1)の各項目に関して下表に示す「評価点の付与の考え方」に基づいて5段階の評価を行い、評価点を算出する。

点数は、少数点以下第3位を四捨五入した値とする。

| 評価 | 評価内容       | 採点の算出方法 |
|----|------------|---------|
| A  | 特に秀逸である    | 配点×100% |
| B  | 非常に優れている   | 配点×75%  |
| C  | 優れている      | 配点×50%  |
| D  | やや優れている    | 配点×25%  |
| E  | 要求水準書程度である | 配点×0%   |

## 4. 総合評価点の算出方法

非価格要素点と価格点から、1. に示す算式に基づき、総合評価点を算出する。

(例) A社の非価格要素点が53.25点、価格点が25.12点の場合

A社の総合評価点=非価格要素点+価格点

$$=53.25点+25.12点=78.37点$$